

仕 様 書

1 役務の名称

A地域（東区・白石区・厚別区）道路台帳補正業務

2 役務の内容

本役務は、本市が実施する道路法第28条に基づく道路台帳の調製業務であり、告示（区域決定、区域変更等）、道路工事などにより現況の変化した道路及び本市より指示された道路について、デジタル道路台帳図の作成、修正及び道路現況調査票等の作成を行うものである。

3 履行期間

平成30年4月6日から平成31年3月31日まで。

ただし、年間数回に分けて発注を行うため、発注ごとの履行期間をその都度、設定する。

4 貸与資料等

- (1) 道路台帳補正要領
- (2) デジタル道路台帳図作成マニュアル
- (3) デジタル道路台帳図 取得要領・図式
- (4) デジタル道路台帳図データ検査ツール及び操作説明書
- (5) デジタル道路台帳図データ作成エラー解説集
- (6) デジタル道路台帳図データ一式
- (7) 地番図
- (8) 橋梁台帳図、同位置図
- (9) 各種図面
 - ア 告示原議
 - イ 工事図（工事契約図、工事引継図）
 - ウ 軽微修正指示図
 - エ 開発行為の図面（公共施設台帳、道路占用物件平面図等）
 - オ 地積測量図
 - カ 測量成果（座標、中心点網図等）
- (10) 各種調書類
 - ア 実施路線一覧表
 - イ 実施路線調書
 - ウ 区域区間調書
 - エ 道路現況異動調書
 - オ 橋梁現況異動調書
- (11) 各種入力票用紙
- (12) その他業務に必要な資料等

5 成果品

- (1) デジタル道路台帳図データ (各種DM・S I M Aデータ)
- (2) 検査ツールログファイル
- (3) 附図データ
- (4) 断面図データ
- (5) 道路現況異動調査票
- (6) その他の各種台帳 (橋梁台帳、敷地図など)
- (7) 作業素図
- (8) 点検図

6 納品場所及び検査場所

札幌市建設局総務部道路認定課

※検査については、本市が指定する数か所の現場を含む。

7 その他

この仕様書に定められていない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

仕 様 書

1 役務の名称

B地域（豊平区・清田区・南区）道路台帳補正業務

2 役務の内容

本役務は、本市が実施する道路法第28条に基づく道路台帳の調製業務であり、告示（区域決定、区域変更等）、道路工事などにより現況の変化した道路及び本市より指示された道路について、デジタル道路台帳図の作成、修正及び道路現況調査票等の作成を行うものである。

3 履行期間

平成30年4月6日から平成31年3月31日まで。

ただし、年間数回に分けて発注を行うため、発注ごとの履行期間をその都度、設定する。

4 貸与資料等

- (1) 道路台帳補正要領
- (2) デジタル道路台帳図作成マニュアル
- (3) デジタル道路台帳図 取得要領・図式
- (4) デジタル道路台帳図データ検査ツール及び操作説明書
- (5) デジタル道路台帳図データ作成エラー解説集
- (6) デジタル道路台帳図データ一式
- (7) 地番図
- (8) 橋梁台帳図、同位置図
- (9) 各種図面
 - ア 告示原議
 - イ 工事図（工事契約図、工事引継図）
 - ウ 軽微修正指示図
 - エ 開発行為の図面（公共施設台帳、道路占用物件平面図等）
 - オ 地積測量図
 - カ 測量成果（座標、中心点網図等）
- (10) 各種調書類
 - ア 実施路線一覧表
 - イ 実施路線調書
 - ウ 区域区間調書
 - エ 道路現況異動調書
 - オ 橋梁現況異動調書
- (11) 各種入力票用紙
- (12) その他業務に必要な資料等

5 成果品

- (1) デジタル道路台帳図データ (各種DM・S I M Aデータ)
- (2) 検査ツールログファイル
- (3) 附図データ
- (4) 断面図データ
- (5) 道路現況異動調査票
- (6) その他の各種台帳 (橋梁台帳、敷地図など)
- (7) 作業素図
- (8) 点検図

6 納品場所及び検査場所

札幌市建設局総務部道路認定課

※検査については、本市が指定する数か所の現場を含む。

7 その他

この仕様書に定められていない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

仕 様 書

1 役務の名称

C地域（中央区・西区）道路台帳補正業務

2 役務の内容

本役務は、本市が実施する道路法第28条に基づく道路台帳の調製業務であり、告示（区域決定、区域変更等）、道路工事などにより現況の変化した道路及び本市より指示された道路について、デジタル道路台帳図の作成、修正及び道路現況調査票等の作成を行うものである。

3 履行期間

平成30年4月6日から平成31年3月31日まで。

ただし、年間数回に分けて発注を行うため、発注ごとの履行期間をその都度、設定する。

4 貸与資料等

- (1) 道路台帳補正要領
- (2) デジタル道路台帳図作成マニュアル
- (3) デジタル道路台帳図 取得要領・図式
- (4) デジタル道路台帳図データ検査ツール及び操作説明書
- (5) デジタル道路台帳図データ作成エラー解説集
- (6) デジタル道路台帳図データ一式
- (7) 地番図
- (8) 橋梁台帳図、同位置図
- (9) 各種図面
 - ア 告示原議
 - イ 工事図（工事契約図、工事引継図）
 - ウ 軽微修正指示図
 - エ 開発行為の図面（公共施設台帳、道路占用物件平面図等）
 - オ 地積測量図
 - カ 測量成果（座標、中心点網図等）
- (10) 各種調書類
 - ア 実施路線一覧表
 - イ 実施路線調書
 - ウ 区域区間調書
 - エ 道路現況異動調書
 - オ 橋梁現況異動調書
- (11) 各種入力票用紙
- (12) その他業務に必要な資料等

5 成果品

- (1) デジタル道路台帳図データ (各種DM・S I M Aデータ)
- (2) 検査ツールログファイル
- (3) 附図データ
- (4) 断面図データ
- (5) 道路現況異動調査票
- (6) その他の各種台帳 (橋梁台帳、敷地図など)
- (7) 作業素図
- (8) 点検図

6 納品場所及び検査場所

札幌市建設局総務部道路認定課

※検査については、本市が指定する数か所の現場を含む。

7 その他

この仕様書に定められていない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

仕 様 書

1 役務の名称

D地域（北区・手稲区）道路台帳補正業務

2 役務の内容

本役務は、本市が実施する道路法第 28 条に基づく道路台帳の調製業務であり、告示（区域決定、区域変更等）、道路工事などにより現況の変化した道路及び本市より指示された道路について、デジタル道路台帳図の作成、修正及び道路現況調査票等の作成を行うものである。

3 履行期間

平成 30 年 4 月 6 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

ただし、年間数回に分けて発注を行うため、発注ごとの履行期間をその都度、設定する。

4 貸与資料等

- (1) 道路台帳補正要領
- (2) デジタル道路台帳図作成マニュアル
- (3) デジタル道路台帳図 取得要領・図式
- (4) デジタル道路台帳図データ検査ツール及び操作説明書
- (5) デジタル道路台帳図データ作成エラー解説集
- (6) デジタル道路台帳図データ一式
- (7) 地番図
- (8) 橋梁台帳図、同位置図
- (9) 各種図面
 - ア 告示原議
 - イ 工事図（工事契約図、工事引継図）
 - ウ 軽微修正指示図
 - エ 開発行為の図面（公共施設台帳、道路占用物件平面図等）
 - オ 地積測量図
 - カ 測量成果（座標、中心点網図等）
- (10) 各種調書類
 - ア 実施路線一覧表
 - イ 実施路線調書
 - ウ 区域区間調書
 - エ 道路現況異動調書
 - オ 橋梁現況異動調書
- (11) 各種入力票用紙
- (12) その他業務に必要な資料等

5 成果品

- (1) デジタル道路台帳図データ (各種DM・S I M Aデータ)
- (2) 検査ツールログファイル
- (3) 附図データ
- (4) 断面図データ
- (5) 道路現況異動調査票
- (6) その他の各種台帳 (橋梁台帳、敷地図など)
- (7) 作業素図
- (8) 点検図

6 納品場所及び検査場所

札幌市建設局総務部道路認定課

※検査については、本市が指定する数か所の現場を含む。

7 その他

この仕様書に定められていない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。